



3月20日の控訴審第3回口頭弁論期日まで、国・東京電力の責任の追及とふるさと津島の原状回復を求めて、想いのこもった原告意見陳述と代理人の弁論を織り交ぜ、原告団・弁護団は全力で活動をしています。

この日は、裁判所が津島地区の現地を直接見に行くことが決まりました。そして翌日には、原告団・弁護団で現地進行協議のリハーサルを行いました。

また、この間に、2名の新人弁護士が弁護団に加入しました。2名とも震災に対する想いは強く、津島訴訟の主力になってくれるはずです！

一致団結して、ふるさと津島を取り戻しましょう！

新規加入弁護士の自己紹介

弁護士 杉原 悠記子

皆様、初めまして。いわき市の広田法律事務所所属の杉原悠記子と申します。今年1月から弁護団の仲間に入れてもらっています。

私は会津若松市の出身で、原発事故があった時は高校1年生でした。当時、原発爆発のニュース映像を目の当たりにして、いつも明るい父が「福島は終わりかもしれない」と呟いた時の顔は今も脳裏に焼き付いています。

昨年、修習生（法曹になる前の研修生）だった頃、大木先生に声をかけていただき、現地進行協議の下見に連れてってもらいました。そこで初めて、津島の美しい自然と、荒れてしまった家々を自分の目で見ました。案内をしてくださった原告団の皆様はとても前向きで力強い印象を受けましたし、その言葉の端々からふるさと津島を愛していることが伝わってきました。それだけに、津島に帰れないまま時間が経過していくことの辛さや悲しみはいかばかりなのだろうと考えながら帰路につきました。

津島の方々が一日でも早く元の生活を取り戻せるよう、自分でも何かできることはないかと思い、この度弁護団に入れてもらうことになりました。



弁護士としてまだまだ半人前にも至らない私に出来ることは少ないかもしれませんが、とにかく自分なりに一生懸命やりたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

新規加入弁護士の自己紹介

弁護士 中山 貴公

この度、弁護団への加入をお許し頂きましたパートナーズ法律事務所弁護士の中山貴公（なかやま きこう）と申します。弁護団の共同代表を務める原弁護士の事務所の所属です。

去る3月20日に仙台市の戦災復興記念館の会場でも挨拶をさせて頂きましたが、ここでも簡単に弁護団に加えて頂きたいと思ったきっかけを交えつつ自己紹介をしますと、①当方は被災県でもある宮城県松島町出身ということもあって前から震災関係については自ずと関心を抱いていたということが1つあり、また、②私は75期の新人弁護士ですが、修習に入る直前の約1年と少し前までは12年間ほどサラリーマンをしていて、このような弁護団活動に携わらせて頂けることこそ私が折角脱サラしたことの大切な意味でもあろうと思ったことも1つあり、そして③直接のきっかけとなったのは2月26日に土井敏邦監督の映画『津島』の試写会イベント企画に、弊所の所長の原が上映後の鼎談に加わるとのことで、カバン持ちとして私も鑑賞したところ、どうしても感じ入ることがあったということが1つです。

先日に津島を訪れた際には津島の皆様にはこちらが大変恐縮してしまう程の大変丁重で懇切なお出迎え・ご案内やとても手厚く温かな接遇をして頂き大変有り難く、また大変感じ入るものがございました。心から感謝申し上げます。

今後、微力を尽くして参る所存ですので何卒どうぞ宜しくお願い申し上げます。



仙台高裁の裁判官が津島地区に入ることになりました！！

弁護士 大木 裕生

3月20日に仙台高裁で開かれた津島訴訟の期日において、裁判所は、「判決を、実感を持って書くため、津島に行かせていただきます」と法廷で明確に表明をしました。

したがいまして、仙台高裁の裁判官に、原発事故で津島がどのような被害を受けたのかということや、津島住民の帰還や、復興のために除染が必須であるという現状について、裁判官の方々に、その目で見て肌で感じてもらうという機会を獲得することができました。

ちなみに、この裁判官が津島に入る期日のことを「現地進行協議」と言います。

現地進行協議は5月25日と指定され、当日は、津島活性化センターを出発点として、一日をかけて、全部で10の地点を、裁判官・国・東電・原告団・弁護団がともに回り、地点毎に原告団・弁護団の方で被害状況等を説明する予定です。



現在の原告団・弁護団側の準備状況としては、地点毎に裁判官にどのような説明するかを、特別チームを編成して検討している最中です。

この現地進行協議は、我々が求める津島全域の除染請求に対して、きっと追い風になるものです。

弁護団は、原告団の皆様と協力しながら、この現地進行協議の円滑な実現を目指していきますので、今後ともご支援等よろしくお願ひします。

現時点で決まっている今後の日程

- 4月26日（水）14時30分～ 第4回口頭弁論期日
- 5月25日（木）10時00分～ 現地進行協議
- 7月21日（金）14時30分～ 第5回口頭弁論期日

☆津島原発訴訟弁護団 連絡先はこちらです↓

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10階
電話：03-6273-0079 メール：genpatu.tsm@gmail.com